

コピー

産業廃棄物処理施設設置許可証

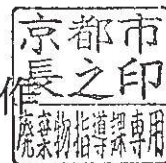
平成29年4月25日

住所 京都市伏見区横大路千両松町78番地

氏名 光アスコン株式会社
代表取締役 喜多川 光世

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項の規定により、設置の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

京都市長 門川 大作



許可の年月日	平成29年4月25日	許可番号	第172号
施設の種別及び処理する産業廃棄物の種別 (当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。)	がれき類の破砕施設 がれき類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、金属くず (以上3種類)		
設置場所	京都市伏見区横大路千両松町78番地		
処理能力	がれき類として 960トン/日(8時間)、120トン/時間		
許可の条件	余白		
留意事項	1 施設の設置(変更)に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2 計画内容等に変更があった場合は本市担当部署に速やかに連絡し、指示を受けること。 3 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。		